答 申 情 第 ３ ６ 号
平成２５年１２月１９日

京　都　市　長　　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　佐　伯　彰　洋
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１７条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について，別紙のとおり答申します。

記

次の４件の特優賃事業に係る公文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定

⑴　平成２５年３月２１日付け都住政第１０６０号による諮問（諮問情第５９号）
⑵　平成２５年５月１日付け都住政第２６号による諮問（諮問情第６０号）
⑶　平成２５年５月２２日付け都住政第４４号による諮問（諮問情第６２号）
⑷　平成２５年５月２２日付け都住政第４６号による諮問（諮問情第６３号）

（別紙）

1　審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2　審査会における審議の方法

本件不服申立て事案４件に係る請求（以下「本件請求」という。）は，実施機関が行った二つの特定優良賃貸住宅（以下「特優賃」という。）に対する供給計画の認定，利子補給対象事業認定等に関する公文書公開請求であり，調査，審議すべき事項が共通するため，当審査会においては，本件請求に係る異議申立てについて併合して審議を行った。

なお，本件請求は二つの特優賃に関するものであるため，本答申においては，それらを「特定団地Ａ」及び「特定団地Ｂ」と呼称する。

3　異議申立ての経過

⑴　諮問情第５９号

ア　異議申立人は，平成２５年２月５日付けで，京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき，次の内容の公文書公開請求を行った。

請求内容　特定団地Ｂの戻り住戸３戸と，特定団地Ａの戻り住戸４戸について

ア）特優賃供給計画の追加認定申請書

イ）特優賃供給計画の追加認定書

ウ）特優賃利子補給対象事業認定の追加認定申請書

エ）特優賃利子補給対象事業認定の対象戸数である特優賃供給計画認定戸数に戻り住戸数を追加加算した戸数を対象戸数とする特優賃利子補給対象事業認定書

オ）特定団地Ｂの特優賃利子補給金交付申請書

イ　実施機関は，以下の理由を付した不存在による非公開決定をし，平成２５年２月２０日付けで異議申立人に通知した。

請求ア及びイ　関係法令に請求内容に該当する規定がなく，請求に係る公文書を作成又は取得していないため。

請求ウ及びエ　特優賃部分のみを対象とした申請がなされており，請求に係る公文書を取得又は作成していないため。

請求オ　戻り住戸に限った申請書を取得していないため。

ウ　異議申立人は，平成２５年２月２１日付けで，上記処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，異議申立てを行った。

⑵　諮問情第６０号

ア　異議申立人は，平成２５年３月１４日付けで，条例第６条第１項の規定に基づき，次の内容の公文書公開請求を行った。

請求内容　①特定団地Ａの戻り戸含む１６戸　②特定団地Ｂの戻り戸含む２２戸について，それぞれの特優賃利子補給金交付に係る地方自治法（以下「自治法」という。）第２３２条の３の規定に基づく支出負担行為としての

㋐特優賃利子補給対象事業認定申請書　㋑特優賃利子補給対象事業認定書及び①②についてそれぞれの特優賃利子補給金交付に係る自治法第２３２条の２の規定に基づく補助の支出の公益性としての

㋒認定等の申請が記載された文書　㋓認定等が記載された文書

イ　実施機関は，「特優賃部分のみを対象とした申請がなされており，請求に係る公文書を取得又は作成していないため」との理由を付して不存在による非公開決定をし，平成２５年３月２９日付けで異議申立人に通知した。

ウ　異議申立人は，平成２５年４月１日付けで，上記処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，異議申立てを行った。

⑶　諮問情第６２号

ア　異議申立人は，平成２５年４月１日付けで，条例第６条第１項の規定に基づき，次の内容の公文書公開請求を行った。

請求内容　ア）特定団地Ａ　イ）特定団地Ｂ　それぞれの戻り住戸について，既に公開済みの特優賃住戸の①②③④の文書に相当する内容又は追加する内容等に関する記載のある文書

自治法第２３２条の３（支出負担行為は法令予算の定めに従う）の規定に基づく①特優賃利子補給対象事業認定申請書　②特優賃利子補給対象事業認定通知書

自治法第２３２条の２（公益上必要がある場合補助ができる）の規定に基づく③特優賃供給計画認定申請書　④特優賃供給計画認定書

イ　実施機関は，「特優賃部分のみを対象とした申請がなされており，請求に係る公文書を取得又は作成していないため」との理由を付して不存在による非公開決定をし，平成２５年４月１２日付けで異議申立人に通知した。

ウ　異議申立人は，平成２５年４月２２日付けで，上記処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，異議申立てを行った。

⑷　諮問情第６３号

ア　異議申立人は，平成２５年４月１５日付けで，条例第６条第１項の規定に基づき，次の内容の公文書公開請求を行った。

請求内容　ア）特定団地Ａ　イ）特定団地Ｂ　それぞれの戻り住戸について次の公

文書に戻り住戸数分の数量不足に対して補正又は追加等を行った内容が記載された文書

（自治法第２３２条の３支出負担行為　契約その他支出の原因となる行為に係る）利子補給対象事業認定申請書・利子補給対象事業認定通知書

（自治法第２３２条の２地方公共団体は公益上必要があると認める場合においては補助が出来るに係る）供給計画認定申請書・供給計画認定書

イ　実施機関は，「特優賃部分のみを対象とした申請がなされており，請求に係る公文書を取得又は作成していないため」との理由を付して不存在による非公開決定をし，平成２５年４月３０日付けで異議申立人に通知した。

ウ　異議申立人は，平成２５年４月３０日付けで，上記処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，異議申立てを行った。

４　異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は，本件各処分の取消しを求めるというものである。

５　本件請求の内容は，整理すると次のとおりである。

⑴　特優賃の供給計画の認定に関する公文書（特定団地Ａ及び特定団地Ｂについて）

ア　戻り住戸の供給計画の「追加」認定申請書・同通知書（諮問情第５９号）

イ　戻り住戸の自治法の規定に基づく供給計画認定申請書・同認定書に「相当」する内容又は「追加」する内容等に関する記載のある文書（諮問情第６２号）

ウ　供給計画認定申請書・同認定書の戻り住戸数分の数量不足に対して「補正」又は「追加」等を行った内容が記載された文書（諮問情第６３号）

エ　全住戸の自治法の規定に基づく補助金の支出の公益性としての認定等の申請・認定等が記載された文書（諮問情第６０号）

⑵　特優賃利子補給対象事業認定申請に関する公文書（特定団地Ａ及び特定団地Ｂについて）

ア　戻り住戸の利子補給対象事業認定の「追加」認定申請書（諮問情第５９号）

イ　戻り住戸を「追加加算」した利子補給対象事業認定書（諮問情第５９号）

ウ　戻り住戸の自治法の規定に基づく利子補給金対象事業認定申請書・同通知書に「相当」する内容又は「追加」する内容等に関する記載のある文書（諮問情第６２号）

エ　利子補給金対象事業認定申請書・同通知書の戻り住戸数分の数量不足に対して「補正」又は「追加」等を行った内容が記載された文書（諮問情第６３号）

オ　全住戸の自治法の規定に基づく利子補給対象事業認定申請書・同通知書（諮問情第６０号）

⑶　利子補給の決定に関する公文書
特定団地Ｂの戻り住戸の利子補給金交付申請書（諮問情第５９号）

６　実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書及び理由説明書によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　特優賃の供給計画の認定に関する公文書

ア　特優賃関係法令には，請求内容にあるような「供給計画の追加認定申請」や「供給計画の追加認定」に該当する規定はない。

供給計画認定申請については，戻り住戸を除く特優賃部分のみを対象とした申請がなされており，これまで認定事業者に対し，改めて戻り住戸を含めた申請の提出を求めておらず，申請がなされていない以上，請求に係る公文書を取得又は作成していない。

なお，当該請求内容については，異議申立人から，繰り返し行われた公文書公開請求において，戻り住戸分の特優賃の認定又は認定に準ずる認定行為，特優賃の戸数の変更認定等の請求があり，これに対し不存在であることを通知済みである。

イ　特優賃住宅の認定計画に係る軽微な変更が必要となった場合は，京都市特定優良賃貸住宅供給促進制度実施要綱第４条第３項の規定に基づき認定計画の変更手続を行うことになっている。一方で，あらゆる変更について改めて認定を受けなければならないとすることが，事務が煩雑になるだけでなく，特優賃の供給を促進するという特優賃法本来の目的を阻害する要因にもなりかねないことから，特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第１７条により，一定の軽微な変更については，改めて認定を受ける必要はないとして，その軽微な変更の範囲を定めている。

特定団地Ａは，建設の事業実施時期「着手及び完了予定年月日」の変更について軽微な変更届がなされている。

特定団地Ｂは，事業者の変更について認定計画変更認定申請書が，建設の事業実施時期「着手及び完了予定年月日」の変更について軽微な変更届が，その他の届出として事業者の住所変更届がなされている。

ウ　供給計画の認定について，当初の認定から戸数の変更がないことは，平成２４年１１月２日付けの異議申立てに対する理由説明書等において説明したとおりであり，本件異議申立てに対して主張を新たに加えるものはない。

⑵　特優賃利子補給対象事業認定申請に関する公文書

ア　利子補給対象事業認定申請については，戻り住戸を除く特優賃部分のみを対象とした申請がなされており，これまで認定事業者に対し，改めて戻り住戸のみを対象とし

た追加の利子補給対象事業認定申請書及び戻り住戸数を追加加算した戸数を対象とする利子補給対象事業認定申請書の提出を求めておらず，申請がなされていない以上，請求に係る公文書を取得又は作成していない。

なお，当該請求内容については，異議申立人から，繰り返し行われた公文書公開請求において，戻り住戸のみの利子補給対象事業認定申請書及び同認定通知書又は戻り住戸を含む全住戸の利子補給対象事業認定申請書及び同認定通知書の公文書公開請求があり，これに対し不存在であることを通知済みである。

イ　戻り住戸を対象とする又は戻り住戸を含む全戸を対象とする利子補給対象事業の認定を行っていないことについては，平成２４年９月１２日付けの異議申立てに対する理由説明書等において説明したとおりであり，本件異議申立てに対して主張を新たに加えるものはない。

⑶　利子補給の決定に関する公文書

平成２４年９月１０日付けの異議申立てに対する理由説明書において説明したとおり，実施機関は，戻り住戸を含めて利子補給金の交付決定を行っているため，戻り住戸のみを対象とした利子補給金交付申請書は取得していない。

７　異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　請求文書の存在なくしては，利子補給金交付の支出命令に際し，京都市会計規則第７４条の規定に基づく支出負担行為の確認が不可能であり，請求文書の存在により，戻り住戸を含めた利子補給金の支出負担行為が法令に違反していないことが確認される。戻り住戸を含めた利子補給金に係る自治法第２３２条の２に規定する補助の公益性に係る文書が不存在であるとの処分の理由は根拠がない。

⑵　戻り住戸への利子補給額は特定団地Ａ約３５０万円，特定団地Ｂ約２５０万円である。

市会計規則第５０条により，補助金の支出が１００万円を超えるものは経費支出決定書により会計管理者に合議しなければならないので，その支出負担行為が，行政行為の成立要件（形式）である文書が不存在であるとの主張は不合理である。

⑶　実施機関は，「戻り住戸を含めて利子補給することを決定しており，この決定行為が自治法第２３２条の３に規定する支出負担行為である」等としながら，「戻り住戸数分の利子補給対象事業認定申請書・同認定通知書及び特優賃の認定に準ずる認定文書等は，申請がなく作成交付を行っていない」との不合理な主張を繰り返している。

実施機関の，戻り住戸戸数分の支出負担行為及び補助の公益性に係る文書は，申請がなく，作成交付を行っていないとの理由付けは，戻り住戸数を除く支出負担行為及び補助の公益性に係る公文書に基づく戻り戸数分を含む支出命令書が，違法又は不当行為となることを示唆するものである。

８　審査会の判断

当審査会は，実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

⑴　本件請求に係る公文書は，いずれも特優賃である特定団地Ａ及び特定団地Ｂに係る文書である。

実施機関の説明によると，両団地ともに，特優賃の供給計画の認定は，戻り住戸を含まない特優賃対象住戸のみで行われ，利子補給対象事業の認定も，同様に戻り住戸を含まない特優賃対象住戸のみを対象として行われているが，実際の利子補給の決定は戻り住戸を含む全住戸を対象として行っている。

⑵　異議申立人は，供給計画の認定申請書及び同認定書が自治法第２３２条の２に規定する補助（利子補給）の公益上の必要性を担保するものであり，利子補給対象事業認定申請書及び同認定通知書が自治法第２３２条の３に規定する支出負担行為の文書であるとの解釈の下，実施機関が戻り住戸を含めて利子補給することを決定している以上，戻り住戸戸数分のこれらの書類がなければ利子補給金の交付が違法となるので，不存在であるとする実施機関の説明には根拠がないと主張しているものと解される。

⑶　本件請求の内容は５でまとめたとおりであるが，「補正」，「追加」，「数量不足」等と言い回しを変えているものの基本的には異議申立人による従来の請求の繰り返しであり，特定団地Ａ及び特定団地Ｂの戻り住戸又は全住戸に係る「特優賃の供給計画の認定に関する文書」及び「特優賃利子補給対象事業認定に関する文書」並びに特定団地Ｂの戻り住戸に係る「利子補給の決定に関する文書」を請求しているものと認められる。当審査会は，同様の公文書の不存在による非公開決定処分に係る異議申立て事案について，平成２３年１２月７日付け答申情第１４号及び平成２５年４月４日付け答申情第２９号において，不存在による非公開決定は妥当であるとの判断を行っている。答申情第２９号を要約すると次のとおりである。

ア　当審査会の平成２３年１２月７日付け答申情第１４号における判断に変更を加える点はなく，戻り住戸に係る特優賃の認定，供給計画の変更認定及び特優賃認定に準ずる認定に係る公文書や戻り住戸を特優賃とみなす趣旨が記載された文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明には不合理な点は認められない。これは，「追

加認定」や「特優賃扱い」と言葉を言い換えても同様である。

イ　利子補給金対象事業認定書は，特優賃の認定住戸を対象としており，戻り住戸を含む全住戸を対象とするものや，戻り住戸を対象とするものは，それに「相当する内容（代替）」も含め，作成又は取得していないとの実施機関の説明には不合理な点は認められない。

ウ　政策的判断により特優賃の供給促進の観点から戻り住戸も含めて利子補給を行っていること，また公庫融資が戻り住戸も含んでなされていることも踏まえた決定であるということからも，実施機関が行った利子補給の決定は特段不合理な決定とはいえず，この決定に当たって，「変更」なり，「みなし特優賃」なりという手続行為が行われていないとしても，そのような実施機関の取扱いは考えられることである。

したがって，特優賃の供給計画の認定に関する文書及び特優賃利子補給対象事業認定に関する文書は，特優賃認定の対象戸数のもの以外にはないとする実施機関の主張は，特に不合理なものとは認められない。

エ　戻り住戸を対象とする利子補給金交付決定通知書については，当審査会は特定団地Ａに係る平成１１年度の利子補給金の交付決定に係る決定書を検分したが，戻り住戸を含めた決定となっており，戻り住戸のみを対象とする決定書は作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断する。

オ　当審査会は，実施機関の支出の在り方が他の法令に違反するかどうかを審議する場ではないので，この点に関する異議申立人の主張は，本件各異議申立てで争うべき事項ではなく，当審査会では検討を行わない。

⑷　当審査会としては，本件諮問事案において，上記の判断を変更すべき特段の事情も認められないことから，本件請求に係る公文書が存在しないとの実施機関の主張は不合理なものではないと判断する。

⑸　なお，諮問情第５９号の特定団地Ｂの戻り住戸に係る利子補給金決定通知書は，今回が初めての請求であるが，当審査会は，上記⑶エのとおり既に答申情第２９号において，特定団地Ａの戻り住戸に係る利子補給金決定通知書を作成していないとする実施機関の主張は妥当であると判断している。

当審査会は，上記⑶ウのとおり，公庫の融資決定が戻り住戸を含めてなされたことを踏まえて戻り住戸を含めた利子補給を行ったという取扱いは考えられることであると判断しており，特定団地Ｂに関しても，戻り住戸に係る利子補給金交付決定通知書は作成していないという実施機関の主張に不合理な点は認められないと判断する。

⑹　以上により，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

⑴　諮問情第５９号

平成２５年　３月２１日　諮問

４月１９日　実施機関からの理由説明書の提出

５月２０日　異議申立人からの意見書の提出

１１月１４日　審議（平成２５年度第８回会議）

１２月１９日　審議（平成２５年度第９回会議）

⑵　諮問情第６０号

平成２５年　５月　１日　諮問

６月１０日　異議申立人からの意見書の提出

１１月１４日　審議（平成２５年度第８回会議）

１２月１９日　審議（平成２５年度第９回会議）

⑶　諮問情第６２号及び諮問情第６３号

平成２５年　５月２２日　諮問

６月２４日　異議申立人からの意見書の提出

１１月１４日　審議（平成２５年度第８回会議）

１２月１９日　審議（平成２５年度第９回会議）

※　諮問情第６０号，諮問情第６２号及び諮問情第６３号については，類似の異議申立て案件に係る答申情第２９号の審議において処分の理由の説明を受けていることから，京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第５条第２項第２号の規定に該当するため，実施機関に対し，理由説明書の提出を求めなかった。

※　異議申立人から意見陳述の希望がなかったので，意見の聴取は行わなかった。

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第２部会（部会長　市川　喜崇）